

龍崗秦代簡牘における古文字の特徴

馬 彪

- 一 はじめに
- 二 篆書風濃厚な「古隸」文字
- 三 簡牘に現れた秦隸と小篆との共存
- 四 古文と「其」の古文法の使用
- 五 おわりに

○一年八月、以下「中華書局版」と略称する）があり、前者は発掘した考古学専門家の研究で、後者は文字学専門家の研究である。竹簡自体について、これまでの研究でわかったことをまとめると、以下のいくつかのポイントがある。

一 はじめに

「雲夢龍崗秦簡」（以下、「龍崗秦簡」と略称する）は一九八九年末、中国湖北省文物考古研究所・雲夢縣博物館が中国湖北省・雲夢県・雲夢城の南東郊外（北緯31度、東経113度45分）の龍崗で発掘した古墓M6において発見されたものである。これまで当該竹簡についての紹介と解釈研究は劉信芳・梁祝『雲夢龍崗秦簡』（科学出版社一九九七年七月、以下「科学出版社版」と略称する）と中国文物研究所、湖北省文物考古研究所『龍崗秦簡』（中華書局二〇

まず、当該竹簡の年代とは、その上限に「簡文に「皇帝」「黔首」「馳道」など固有名詞が出ているので、秦の始皇帝が統一したあとの時代であることがわかる。下限は副葬された木牘に「九月丙申」という日付から秦末か前漢初期かとも考えられる。当該竹簡を発掘した状況は発掘者の報告によると竹簡は棺内の死体の足もとのところで発見され、保存状態はよくなく、散乱した状態である。現場で発掘したとき作った「出土登録号」は1番〜283番である。発掘者は竹簡はもともとは一冊のものであったのだろう（「科学出版社版」p11）と推測したが、それについては一冊であるかどうかの判断はできないだろうという説もある（「中華書局版」p4）。竹簡の形式については、無傷である竹簡で見ると簡の長さ28cm、幅0.5〜0.7cm、厚さ0.1cmである。つまり、簡の長さは当時の度量

衡制としては1尺2寸^二である。

当該竹簡の文字自体については、筆で竹簡の「蔑黄」（竹の裏面）に書いた「秦隸」であり、書き方によると同じ人物が書いたものだといえる。文字の構造はみな左から右に斜めになっていて、大分篆書の風から脱出し、殆ど隸書風になっていて、しかも文字によっては少し草書風に見えるなどの特徴がある（「中華書局版」p4）。

「龍崗秦簡」の文字は簡牘文字資料の重要な一つと見られるので、その文字自体の研究も不可欠なことだろうと思う。本稿では当該簡文における文字の書き方や使い方をめぐって、いわゆる文字統一した秦時代文字の実態に迫っていきたい。

二 篆書風濃厚な「古隸」文字

上述したように龍崗秦簡の年代は秦末から前漢初期の間と考えられる。したがって、当該簡文に表す文字は秦の文字統一した「篆書」と違って、いわゆる「秦隸」と判断して間違いないと思う。しかし、このような「秦隸」は当時、標準語とした「篆書」と比べれば一体どの程度の相違があるか、換言すればこの「秦隸」は秦漢代の「篆書」と「隸書」の沿革史にどのような位置づければよいかの問題を説明する必要があると思う。そのために、ここで簡文に表す「律文」「郡県」「禁苑」などの語を例とする表（I）にして、秦の文字統一した後の龍崗秦簡の「秦隸」文字を中心として、秦の文字統一

する前の「秦隸」（睡虎地秦簡の文字）と、秦の文字統一した「篆書」（清）段玉裁『説文解字段注』に採用された篆書）と、そののちにできた「漢隸」（清）顧諱吉『隸辨』収入した漢代碑文）などの文字を比較しながらその答えを探索することとする。

文字の性格とは構造・字形・運筆など三つの要素しかないので、このような三要素から検討しよう。

まず、龍崗秦簡文字の構造からいうと、後漢の碑文のような典型的な漢隸と比較すれば、確かに小篆から離れたところは少なくないが、漢隸とも大分違う面もはつきりしている。変わった例とすれば、「縣」の左側の「県」（首を倒にして懸けた形）の下部の髪は曲げた形から直線に、また右にある「聿」の下部の曲線も直線になったのは、まさに「直線化した筆画を用いて篆書の屈曲線を変えた」^三という典型的な秦代俗体字である。後の漢隸の発端となったことがわかる。

表Ⅰ…龍崗秦隸字例の篆書・他秦隸・漢隸との対照

漢隸 〔隸辨〕	秦隸Ⅱ (文字統一 の後)	秦隸Ⅰ (文字統一 の前)	篆書 〔説文解 字注〕	
	 簡 172	 雜抄 38		律
	 簡 223	 雜抄 40		令
	 簡 148	 答問 95		郡
	 簡 222	 雜抄 40		縣
	 簡 208	 田律 6		禁
	 簡 207	 田律 6		苑

また、「律」の「イ」偏の縦棒はまっすぐに一直線となった。これは確かに曲線を主体とする篆書と違うが、漢隸体とも違う。文字の構造は篆書体より簡略(省画)化された部分が少なくない。例えば、「口」から「冂」になり、「口」の下にある構成要素を「冂」に省略した。当該簡文には篆書体から隸書への構造的な変化、いわゆる「隸変」は他にも数多くある。例えば、「史」は「𠄎」から「𠄎簡26」になり、「吏」は「𠄎」から「𠄎簡253」になり、「少」は「𠄎」から「𠄎簡170」になり、「興」は「𠄎」から「𠄎簡162」(特に下部)になった。またはさんずい偏やしんによう偏など

の変化もはつきりした。このことにより龍崗秦簡文字は秦隸であることは間違いない。

ただし、殆ど変わりがないところも多い。例えば「禁」は篆書で書く同じ字とはあまりかわらない。「苑」の下部に多少簡略化したところがあるが、基本的には変わらず、特に草冠は篆書そのままに残されていた。「縣」の左側は変わったが、右側の「系」字は変わりが無い。このほか、表Ⅰに載せない字例についていうと、例えば「皇」「大」「言」「犬」「取」「反」などの書き方やまた部首の列火偏やけもの偏なども変わりが見えない。「農」字はそのまま篆書体「農」のまま、「𠄎簡156」で書いて、「知」は「𠄎」のまま「𠄎簡96」で書いたことである。

第二、龍崗秦簡文字の字形は縦長方形であるので、篆書の構造のまままで変わりがなく、後の漢隸の横長方形とは違うことは一目瞭然である。この点について研究者たちの殆どは無視しているが、秦隸と漢隸とを区別する主な相違点とも言えよう。しかも字形を決める理由は運筆の特徴にも関わると思われる。

第三、秦隸の運筆の特徴について最も漢隸と違うのは、書く人間の癖(例えば龍崗秦簡の文字がすべて斜めになるのは、書いた人間の癖としか考えられない)を除いて基本的には篆書の筆を離さず屈曲した字を書く方法である。したがって漢字の構成要素の基本的な字画と言える横棒と縦棒は、漢隸のように筆跡の強弱を極端に変化させた形跡が全く現れていない。例えば「禁」の「示」の二本の横

棒が漢隸の最も特徴となる左右の払いで波打つような運筆ではない。この理由で漢隸のように重心を字の左に寄せて太い波形の画でバランスを取る必要がないので、漢隸の横長である特徴もない。

果して、運筆の変化が筆・竹簡など書く材料によって左右されることである。秦時代は漢代、特に後漢時代のように紙に文字を書く毛筆より硬筆の使用が多かった時代であるので、字形はどう省略しても篆書の筆を離さず屈曲するような書き方しかなかったであろう。硬筆を使用した実態はなかなか実証できなかったが、2002年に里耶秦簡の秦代文書を発見してから説明できるようになった。その秦隸文字を見れば分かるように、明らかに毛筆ではなく硬筆で書いたものと判断できた。私見であるが、毛筆で書かれた龍崗秦簡や睡虎地秦簡の秦隸文字は副葬品として、墓主の生前の身分を表す貴重な証拠品（いずれも普通の行政文書により重要度が非常に高い法律の内容）であったが、それは必ず墓主が生前に使った日常用品か、「魔除け、辟邪の目的が副葬品としての法律であった」^四かどうか判断しにくい面があるが、少なくとも当時の職場での公文書ではない。ところで、里耶秦簡文書に表す秦隸は官吏たちが日常仕事を描いた行政書類で、これらすべては硬筆を用いて書かれている（写真）。故に、当時の基層官吏たちの殆どは硬筆を使用したのだろうと思うが、さらに詳しい実証は他の出土文字が発見されるまでもう少し時間が必要だと思われる。

里耶秦簡文書の硬筆秦隸の写真^五…



以上の考察によって筆者は龍崗秦簡に表す秦隸文字は確かに篆書との相違が見られるが、「隸変」の初期なので画の変化や省画のこゝだけを強調しすぎた過大な評価をする必要はない。つまり、秦隸とは篆書風濃厚な「古隸」文字という判断をすれば妥当ではないか。

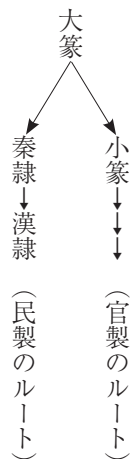
三 簡牘に現れた秦隸と小篆との共存

文字の特徴について更に指摘すべき点を述べる。表Ⅰの中の秦隸Ⅱの龍崗秦簡と秦隸Ⅰの睡虎地秦簡文字とを比べてわかったのは、秦の文字統一したあとの秦隸と文字統一する前の秦隸とは殆どかわりがない。このような事実で大篆→秦隸→漢隸という戦国の正規文字から俗体字へ変遷した道は秦の文字を統一したこと、すなわち大篆→小篆の変化ルートの中に因果関係がなかったことを改めて証明した。後者には「官製のルート」（始皇帝の命令に従って朝廷官僚が篆書を小篆に直した）で、前者には「民製のルート」（基層官府の官吏たちが現実の仕事を速やかに果たせるために自然に篆書を省略したり、変えたりした）と名付ければよいであろう。

表Ⅱ：木牘文字の小篆との対照

() の字 = 当該字の金文；【 】 の字 = 当該字の異体字

木牘篆書	説文篆書		木牘篆書	説文篆書		木牘篆書	説文篆書	
	史	史		者 (者)	者		鞫 [鞫]	鞫
	丙	丙		巳	巳		之 (之)	之
	免	免		聖	坐		辟	辟
	辟	辟		以 (以)	以		死	死
	死	死		論	論		論	論
	為	為		九	九		不 (不)	不
	庶	庶		月	月		當	當
	人 (人)	人		丙	丙		為	為
	令 (令)	令		申	申		城	城
	自	自		沙	沙		旦	旦
	尚	尚		羨	羨		吏	吏
	也	也		丞	丞		論	論
				甲 (甲)	甲		失 (失)	失



しかし、因果関係がない二つのルートによってできた二種類の文字は当時、確かに共存していたことが事実である。当時は小篆という正体字と秦隸のような俗体字は一体どのような実態であったかの問題もある。龍崗秦簡と一緒に出土した龍崗木牘文字を合せて検討すれば、この問題を解決できると思う。ここで、龍崗秦墓に出土した竹簡文字と木牘文字と比較しながら、二者の相違点や役割分担を説明したい。



龍崗木牘文字についてこれまでの研究者は龍崗秦簡と同じく「秦隸」と判断したが、筆者はその判断に異なる意見を持つので、まず当該木牘の38文字の写真版を「説文解字」の小篆と比べて検討しよう。

表Ⅱは龍岡木牘文字の全部38字で、小篆と比べた結果として、その字形は秦隸ではなく、小篆であると判断した。なぜならば、縦長方形の字形と筆を離さず屈曲した字を書く連筆であることはもちろん、研究者が最も強調する文字の構造もいくつか検討すべき点があるが、殆ど小篆である。

38字の龍岡木牘文字のなかに、典型的な篆書構造の例を挙げる
と、最も目立つのはさんずい偏と列火偏である。例えば「沙」の「シ」は「灬」であって、同じ龍岡秦墓における簡文のさんずい偏「灬」簡164と全く違う。列火偏の「庶」の下部は明らかに「火」になって、「灬」ではない（勿論、前述したように秦隸にもこのような篆書構造も残された）。または秦隸で最も篆書構造に離れた「口」や「手」などの構成要素は、この木牘文字には一切見られない。これについて「史」と「吏」の字を見れば一目瞭然である。他に「為」「申」「坐」など文字も篆書構造のまま変わらない。

次に、当該木牘文の「之」「不」「者」「令」について検討したいと思う。これらの何文字かの字画は、篆書の曲線から隸書の直線になったことは確かである。ただし、表にも載せた、これらの字の金文と比べて分かるように、このような変化は篆書自体にも以前から自然に出たものである。あくまで篆書構造内部の変化といってもよいであろう。もう一点は、同じ篆書と言っても、石刻篆書・金文篆書・木牘篆書とも分類できるので、表Ⅱに基準とする篆書は『説文解字』の小篆であり、それは秦代の石刻篆書とも言え、金文や木牘

の篆書との相違があるのは正体篆書と俗体篆書の違いだけで考えてもよい。

最後に龍岡木牘文の「人」と「以」の二字によって、「隸変」がどのようなにして秦代篆書に入ったかについて検討を加える。「人」という字は龍岡木牘文に、篆書の人ではなく、となった。これと関連して「以」はもと目と同文であるので、目（すき）の字形を持つ。しかし、その篆書構造については『説文解字』に只しか載せてないが、段玉裁の注によれば「今字皆作以、由隸変加人於右也」とある。それについて藤堂明保氏は人の字例を出したので、表Ⅱには二つの篆書字形とも載せた。この段玉裁の言う「隸変」した篆書字の存在について、龍岡木牘文字のによって改めて実証された。しかし、このような「隸変」はあくまで篆書字形の範囲内での変化である。これと類することについて裘錫圭氏は下のように判断した。「従秦代権量上の銘文、就可以清楚地看到隸書侵入小篆領域的情况。（中略）従総体上考慮、這種草率銘文恐但還不能就看作隸書。」⁷とある。同じ理由で、筆者は龍岡木牘文はたしかにいくつかの「隸変」と見られるが、全般的にいうとそれは小篆である性格を持つことは間違いないだろうと思う。勿論、龍岡秦墓M6の身分が低い墓主の副葬品とする木牘の篆文は当時に秦の始皇帝が立った頭彰碑に刻まれた正体篆書と違い、いわゆる俗体篆書である。

ではなぜ同じ身分の墓で発掘された副葬品に秦隸文字と俗篆文字という二種類が同時に存在したか。その答えは二種類の文字副葬品

の性格にあると考えられる。龍岡木牘の性格についての先行研究によって、「冥判」説や「告地策」説などがあるが、それは墓主が他界へ行く身分証明書のようなものだろうという判断で一致した。したがって、同じ副葬品であるが上述した龍岡秦簡のような生前所持品と比べて、身分証明書となる龍岡木牘がより重要度の高いものであると判断できた。したがって、「比較庄重的場合、一般是不用隸書的。」^八という秦代の世風を含めて考えれば、これは当時の人間は普通の場合では隸書を用いたが、「比較庄重的場合」では篆書を用いたことを証明する好例である。換言すれば、龍岡木牘と龍岡秦簡とを同一の墓で発見したことは、まさに同時に篆書と隸書の共存した実態の凝縮ともいえる。

四 古文と「其」の古文法の使用

龍岡秦簡の文字は上述したように篆書風が濃厚な字形だけではなく、殷・周以来の古文字も大いに使われているので、これも龍岡秦墓出土文字に関する一つの目立つ特徴である。龍岡秦簡文字を含む出土秦代文字について、郝茂氏『秦簡文字系統之研究』（新疆大学出版社2001年版）は近年、古文字学研究の力作の一つである。郝茂氏の一大貢献といえるのは彼がすべての秦簡文字を「伝承字」と「新出字」という二類に分類したことである。いわゆる「伝承字」は「簡文書写年代之前的古文字中已具有相同結構成分的秦簡文字」

であって、「新出字」は「簡文書写年代之前的古文字中還沒有出現同構者的秦簡文字」^九を指す。いうまでもなく、郝茂氏が言った「簡文書写年代之前的古文字」は甲骨文や金文などの文字である。この二分類によって、郝茂氏は秦代出土文字のなかに「伝承字」と「新出字」の「字類」（出字の頻度）に関する比較研究を行った。結論というのは、「伝承字」の「字類」は40・40であって、「新出字」の3・50^{一〇}の11倍以上の頻度に至る。つまり、郝茂氏の研究結果によってわかったのは、秦代の出土文字の構造は殆ど甲骨文や金文を引き延ばしたものであるとも言える。筆者は、この結論は龍岡秦墓に出土した簡牘文字にも適用できると考えている。

龍岡秦簡には古文字がよく使われたのではなく、古文法も使用した例もある。例えば、「其」は助詞の「之」として使っていることは注目すべきである。このような用例は睡虎地秦簡にも見えるが、漢簡・漢碑の文字資料にはあまり見られない古い文法である。まずはその用例を挙げよう。

龍岡秦簡の時代よりやや早い睡虎地秦簡の字例、

「此一物其同居・典・伍當坐之。」（この二種の犯罪者の同居者や里典や同伍の人間は連坐するべきである。）（法律答問）

龍岡秦簡の字例、

「禁毋敢取奭（塽）中獸、取者其罪與盜禁中【同】」（簡274）（敢えて塽中の獸を取ってはいけない。取った人間の罪は「盜禁中」と同じく（罰する））

また、漢簡と漢碑の用例では、

「平陵其城小而縣大、人眾甲兵盛。」（「平陵の城は小なるも縣は大なりて、人眾く甲兵盛んなり。」）『銀雀山漢墓竹簡（壹）』孫臏兵法）

「不在此其中者」（此の中に在らざる者）『銀雀山漢墓竹簡（壹）』守法守令

『漢碑集釋』衡方碑にも「金玉其相。」（金玉の相。）（「金玉」の文は『詩』大雅・棫樸を参照）

これらの資料のなかには、極めて用例が少ないだけでなく、秦簡の内容はすべて当時に使われた律令であり、漢簡と漢碑の内容はすべて先秦時代の古典を引用したものであることがわかった。

では、文献資料の用例はどのようなようになるか。先秦時代の古文獻には「其」を助詞の「之」として使う例は珍しいものではなく、『尚書』にもこのような用例は多い。例えば「康誥」の「朕其弟、小子封。」や「堯典」の「浩浩滔天、下民其咨。」のなかの「其」の用例は、いずれも「之」の意である。それ以外、『左伝』にはこのような用例がわりあい多いので、それを挙げてみる。

桓公10年に「周諺有之、匹夫無罪、懷璧其罪。」（「周の諺にこれ有り「匹夫罪なし、璧を懷すの罪なり。」）とある。

莊公22年に「此其身。」（此の身）とある。
昭公3年に「彼其髮短而心甚長。」（彼の髮は短くも、心は甚だ長し）とある。

昭公19年に「讓之、則彼其室也。」（之を讓はば則ち彼の室な

り。）とある。

『左伝』に出ている「之」の意で使える「其」の用例は、特に昭公3年の用例にたいして、楊伯峻氏はこの「其」を「之」として使う文法について以下のように論述していることがある。

「この『其』字は『莊子』山本篇にいう『彼其道遠而險、又有江山、我無舟車、奈何』（彼の道遠くして險、又江山有り。我に舟車無し、奈何せん。）と相近い。もう一つの読み方は『彼』で切る。すなわち『左伝』の『彼』は廬蒲嬰を指し、『莊子』の『彼』は南越建徳の国を指し、特にこの一字を提出して大主語とし、下の『其髮』と『其道』は小主語とする。このように読めば二つの文章の筋が非常に通っている。しかし、他の文章によつて考えてみると、このような読み方は採用できない。『莊子』人間世篇には『彼其所保與眾異、而以義譽之、不亦遠乎。』（彼の保つ所、眾と異なり。而るに義を以て之を譽むるは亦遠からずや。）とあり、『史記』屈原伝には『又怪屈原以彼其材游諸侯、何國不容、而自令若是。』（又怪しむ、屈原、彼の材を以て諸侯に游ばば、何の国か容れざらん、而るに自ら是の若くならしむるを。）とあり、『彼其』はみな『彼之』の意で、『其』を『之』として用いる。しかも『彼之』の用例も少なくない。最も早いのは『詩』邶風・柏舟の『薄言往愬、逢彼之怒』（薄言らく往て愬れば、彼の怒りに逢ひぬ）がある。また『莊子』天道篇に『悲しいかな、世人、形色名聲を以て、以て彼の情を得るに足ると為すこと。』（悲夫、世人以形色名聲為足以得彼之情。）や『淮

南子』道応訓に『若彼之所相者、乃有貴乎馬者。』（彼の相する所の者の若きは、乃ち馬よりも貴き者あり。）とあるのはみな十分に証拠になる。つまり『彼其』は『其』を『之』として用いているのは確かなことである。」

楊伯峻氏は「彼其」を「彼之」と比べた上に「其」を「之」とすべき文法について以上のように論述した。それによって、戦国から漢にかけて『左伝』『莊子』『史記』のなかに見える「其」を「之」とすべき文法があったことが明らかになったのである。ただし、楊氏の研究にはまだ出土文字の資料を使用していないので、秦代の実情はどうなったか不明であった。また、「其」を「之」とする古文法はなぜ「彼其」の言葉にだけこだわるのかの疑問もある。龍崗秦簡文字の特徴を追究するために、出土資料と文献資料を合せて、以下いくつかの私見をまとめて述べたいと思う。

一つ目は、「其」を「之」とする文法は『史記』の著者がよく使う言葉だと考えられる。例えば、先に挙げた楊伯峻氏が引用した『史記』屈原列伝の「太史公曰く」の言葉遣いと同じ用例が、また「李將軍伝」の「太史公曰く」の「彼其忠実心誠信於士大夫也？」（彼の忠実の心、誠に士大夫に信ぜられたる也。）に見られる。

二つ目は、「其」を「之」とすべき文法は、決して「彼其」という言葉遣いだけとは言い切れない。例えば『史記』五帝本紀「堯又曰、『嗟、四嶽、湯湯洪水滔天、浩浩懷山襄陵、下民其憂。』（堯又曰く『嗟、四嶽、湯湯たる洪水天に滔り、浩浩として山を懷み陵に襄る

は、下民の憂ひなり。』）とあり、「夏本紀」に「當帝堯之時、鴻水滔天、浩浩懷山襄陵、下民其憂。」（帝堯の時に當りて、鴻水天に滔り、浩浩として山を懷み、陵に襄るは、下民の憂ひなり。）」とある。三つ目は、『史記』に残される「其」を「之」とする文法は当時の古文だと考えられる。例えば上述した「五帝本紀」と「夏本紀」の言葉は明らかに司馬遷が『尚書』堯典の文字から引用した文である。遅くとも戦国時代にできた「堯典」に「帝曰、『咨、四岳、湯湯洪水方割、蕩蕩懷山襄陵、浩浩滔天。下民其咨、有能俾乂。』僉曰、『於、鯀哉。』」（帝曰く、『咨四岳、湯湯たる洪水、方く割ひ、蕩蕩として山を懷み陵に襄り、浩浩として天に滔る。下民の咨き、能く又め俾める有るか』僉曰く『於、鯀なるかな。』）」とあり、また、私の調べたところによると、文献のなかでこの「其」を「之」として使う文法は、秦漢時代にはすでに珍しくなっていたようだ。それは、秦時代の『呂氏春秋』と前漢時代の『淮南子』ともこのような用例が見られないことによって証明できるはずである。このような傾向は、大体上述した漢簡文字にも漢碑文字にもこのような文法があまり見られないという結論と一致している。

換言すれば「其」を「之」とする文法は古く、漢代になるとこのような言葉遣いは段々用いなくなっていくたのではないかと考えられる。すなわち、漢代の文人のなかにも古文を引用したり、司馬遷のように自らも「彼其」のように古い言葉を使ったりしていたが、一方では、多くの文人はやはり『淮南子』を書いた人間のように、

もう「彼其」のかわりに「彼之」という表現を使用していたのだろう。この傾向は、また上の秦漢の簡牘碑刻に見える助詞の「之」とすべき『其』字の用例にも表しているように、即ち「其」を「之」とする用例は確かに秦簡には少なくないが、漢簡と漢碑のなかに、古典を引用した文を除けば殆ど見られないことによっても証明できる。果たして、龍崗秦簡の内容は統一秦代の律令であり、決して古典を引用したものではなく、その古文法を使用した最後の時代の所産である。

五 おわりに

本稿では龍崗秦代墓地から出土した竹簡文字と木牘文字を分けて考証した結果として、以下三点にまとめる。

第一には、これまでの先行研究のなかで強調された当該竹簡の秦隸文字は、大分篆書の構造や運筆から離れたという判断と違って、龍崗秦簡の秦隸はむしろ篆書から離れた初期の「古隸」であると評価すれば適切である。

第二にはこれまで龍崗木牘の文字が秦隸であるという認定には、学界には異議がなかったが、筆者はその木牘文字を一字ずつ篆書と比べて検討した結論は、それらは隸書ではなく、まだ篆書、厳密にいうと俗体篆書である。しかも、その木牘篆書文字と竹簡秦隸文字が同じお墓から発見されたのは、秦王朝の時代に基層社会における

秦隸と篆書が同時に使われた実態を反映したものと判断した。

第三には、龍崗秦簡文字は大いに先秦時代以来の「伝承字」を使用しただけでなく、まだ「其」という助詞を「之」とする古い文法も残されたことを実証した。

つまり、これらのいくつかの結論によって、龍崗秦墓から発見された竹簡と木牘文字の特徴は大体明らかになったので、当該文字の古代中国文字史上の位置もわかったと思う。

注

一 本稿で使用している簡の番号はみな出土番号である。

二 秦制の1尺 \parallel 約現在の23・1cm（丘光明等著『中国科学技术史』（度量衡卷）科学出版社2001年版）p179を参照。

三 裘錫圭『文字学概要』商務印書館1988年p68に「在秦国文字的俗体裏、用方折的筆法改变正規篆文的圓轉筆道的風氣頗為流行。有些字僅僅由於這種變化、就有了濃厚的隸書意味。」とある。

四 富谷 至編『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究（譯注篇）』（朋友書店二〇〇六年十月版）緒言（p16）に「律令は鎮墓、辟邪の目的で副葬されたのであり、法律に關していえば、現世において悪しき行為の威嚇としての効果をもつ律や令が、黄泉の世界での邪氣・惡靈に對する威嚇に轉用したものの、つまり魔除け、辟邪の目的が副葬品としての法律であつ

たと。」とある。

五 『文物』2003年1期p22。

六 前掲劉信芳・梁柱『雲夢龍崗秦簡』p47に「牘文為很工整的隸書、一筆不苟、分写兩行。」とある。李学勤「雲夢龍崗木牘研究試釋」(『簡牘学研究』第一輯、甘肅人民出版社1997年、のち『龍崗秦簡』(中華書局二〇〇一年に收入)に「字体為秦隸」とした。

七 裘錫圭『文字字概要』商務印書館1988年p72を参照。

八 同上p72を参照。

九 『秦簡文字系統之研究』(新疆大学出版社2001年版) p16。

一〇 同上、p35。

一一 楊伯峻『春秋左伝注』(中華書局1981年)p1242-1243。